

教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理（県議会議案「沖縄県幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する条例の一部を改正する条例」に対する意見）

義務教育課

1 概要

平成28年第4回沖縄県議会に知事が提出をした議案「沖縄県幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する条例の一部を改正する条例」に係る、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見聴取に対する回答について、教育委員会会議を開催する時間的余裕がなかったことから、平成28年9月12日に「沖縄県教育委員会の議決事項及び教育長に委任する事項等に関する規則」第7条第1項に基づき、教育長による臨時代理により回答した。

2 「沖縄県幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の要件に関する条例の一部を改正する条例」案の概要

議案「沖縄県幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する条例の一部を改正する条例」は、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園において、待機児童対策として保育の担い手確保のため、職員資格について改正する議案。

【改正案の内容】

- (1) 児童が少数となる時間帯においては、常時2人以上置かなければならない職員のうち1人を知事が認める者とする事ができる。（附則第2項関係）
- (2) 満3歳以上の子どもの教育及び保育に従事する者については、幼稚園の教員免許状又は保育士の資格を有する者に代えて小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者とする事ができる。（附則第3項関係）
- (3) 満3歳以上の子どものうち1日に8時間程度利用するものの保育に従事する者については、保育士に代えて幼稚園の教員免許又は小学校教諭若しくは養護教諭の普通免許状を有する者とする事ができる。ただし、小学校教諭の普通免許状を有する者が満5歳未満の子どもの保育に従事する場合及び養護教諭の普通免許状を有する者が保育に従事する場合においては、保育士と共に従事することとなる場合に限る。（附則第4項関係）
- (4) 1日につき8時間を超えて開所する認定こども園において利用定員に応じて置かなければならない職員に加えて必要となる職員については、幼稚園の教員免許状又は保育士の資格を有する者に代えて知事が認める者とする事ができる。（附則第5項関係）
- (5) (2)から(4)までの特例の適用に当たっては、利用定員に応じて置かなければならない職員の数の3分の1を超えてはならない。（附則第6項関係）

3 臨時代理した意見の内容

議案「沖縄県幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する条例の一部を改正する条例」は、幼保連携型認定こども園の学級の編成、職員、設備及び運営に関する基準等の一部が改正されたことに伴い、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園においても職員資格に関する特例を定めるものであることから、異議がない旨を回答した。